

中心商店街空き店舗等対策事業補助金

中心商店街ににぎわいを取り戻し、歴史ある景観に配慮した町並みを形成するため、空き店舗・空き家を利用して新規出店する方へ店舗改修費や家賃の一部を補助します。

店舗等改修費（開業前）

上限 **50 万円**
補助対象経費の2分の1

賃借料（開業後2年目の12か月）

月額上限 **2万5千円**
補助対象経費の2分の1

移住者加算（開業にあたり黒石市に移住した場合）

2人以上の世帯 上限 **20 万円** 単身世帯 上限 **10 万円**

（注）補助対象経費に消費税は含まれません。

対象者は？

1. 中心商店街の商店街組合地域及び商店会地域にある空き店舗または空き家を利用して出店する方
2. 新規で誘客を伴う店舗（風俗営業法第2条第1項に該当する事業、政治的・宗教的活動を目的とする事業を除く）を開業する方
3. 過去3年間、本補助金の交付を受けていない方
4. 空き店舗・空き家の所有者と生計が一でない、かつ、二親等以内の親族でない方
5. 暴力団と関係を有しない方
6. 市税の滞納がない方
7. 中心商店街の商店街組合または商店会に加入している方
8. 黒石商工会議所、(公財)21あおり産業総合支援センター、金融機関等の経営指導を受けている方
9. 現に中心商店街で営業している店舗等からの移転ではない方
10. 週5日以上、午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業し、かつ、2年以上営業を継続できる方
11. 店舗等改修費の申請の場合、①申請日が属する年度の3月31日までに開業し、かつ実績報告書の提出ができる方②店舗等改修工事を市内に主たる事業所がある業者に発注する方

◆その他要件があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

申請したい場合は？

申請をご検討されている方は、**申請の2か月前まで**にご相談ください。申請前に改修工事を行っている場合は対象となりません。

※補助金は予算の範囲内での交付となります。また、事前にご相談をいただいていない場合、要件を満たさず対象とならない場合もありますので、契約等を行う前に必ずご相談ください。

【お問い合わせ】

〒036-0396 黒石市大字市ノ町1 1番地1（黒石市産業会館3階）
黒石市 商工観光部 商工課 商工振興係 ☎0172-52-2111（内線641）